

2015年10月から、個人と法人にマイナンバーが通知され、  
2016年1月からは、社会保障、税金の手続きにマイナンバーが必要になります。  
NPO法人でも、講師や職員のマイナンバーを扱わなくてはなりません。  
しかし、マイナンバーの取扱い方を間違えると、大変なことになります。  
NPOに詳しい税理士さん、弁護士さんより、どこでマイナンバーが必要になるか、  
法律を守るためには、どんなことに気を付けたらよいかを説明していただきます。  
ぜひ早めに準備をしておきましょう。

# NPO法人向け マイナンバー制度セミナー



**日時** 2015年9月16日(水) 13:30~15:30

(開場 13:15)

**場所** ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ

岐阜市司町 40 番地 5

(\*駐車場有、2時間無料 その後は30分100円)

講師：税理士 鳥居 翼氏 (税務の観点からの説明)

弁護士 川口 創氏 (法務の観点からの説明)

資料代：1部 1,000円 定員：80人

主催・申し込み・問い合わせ先

NPO法人 ぎふNPOセンター

TEL：058-275-9739 FAX：058-372-8502 E-mail：[npo@gifu-npocenter.org](mailto:npo@gifu-npocenter.org)

URL：<http://gifu-npocenter.org/> \*TEL、メール、HP、facebookでも申込みます

9/12締切  
お早めに申込み下さい

9/16 マイナンバー制度セミナー 参加申込書

FAX先 058-372-8502

参加者氏名	
団体名	
団体住所	〒
連絡先電話	— —
E-mail	@

※ ご記入いただいた個人情報は適切に管理し、講座運営上の連絡のみに使用します。